

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	健康増進課	検索番号	6 - 2
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	17 - 1		
許認可等	医療費の支給				

(根拠規定)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)

(医療費の支給)

第十七条 厚生労働大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第十条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、同条第一項に規定する医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

- 2 前項の規定により支給する医療費の額は、第十四条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定により医療費を支給するため必要があるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った医療に関し、報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)

(都道府県等が処理する事務)

第二十二條 法第五十一条の規定により、法第十七条第一項及び第三項(法第二十一条において準用する場合を含む。)並びに第十八条第一項に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととし、法第三十三条第三項に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長(以下この項において「都道府県知事等」という。)が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事等に関する規定として都道府県知事等に適用があるものとする。

- 2 法第十七条第三項(法第二十一条において準用する場合を含む。)に規定する権限に属する事務は、前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣も行うことができる。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)

(医療費の支給の申請)

第二十二條 法第十七条の規定により医療費の支給を受けようとする被爆者は、医療を受けた後、速やかに、様式第七号による支給申請書を、その者の居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、当該医療に要した費用の額を証する書類及び当該医療の内容を記載した書類を添えなければならない。
- 3 第一項の被爆者が、法第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けていない者であるときは、前項に規定する書類のほか、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因することを認めることができる書類を添えなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項に規定する者から申請があったときは、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因するかどうかについて厚生労働大臣の意見を聴くものとする。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	健康増進課	検索番号	6 - 2
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	17 - 1		
許認可等	医療費の支給(2)				

(許認可等の基準)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく許認可等の事務処理基準の設定について(平成17年4月1日付け17健第349号保健福祉部長通知)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分基準は別添のとおりとする。

なお、本通知において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を「法」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)を「政令」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)を「省令」と、それぞれ省略する。また、法第1条に掲げる各号の1に該当する者であって被爆者健康手帳の交付を受けた者を「被爆者」、法第12条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「指定医療機関」、法第19条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「被爆者一般疾病医療機関」と、それぞれ省略する。

医療費の支給について(法第17条第1項、政令第22条第1項)

1 法第17条第1項及び政令第22条第1項の規定による医療費の支給は次の各号に掲げる医療について行うこと。

(1) 法第11条第1項の規定による認定を受けた被爆者が、認定後、当該認定に係る負傷又は疾病について、緊急その他やむを得ない理由により指定医療機関以外の者から受けた医療。この場合には、医療を受けたのちすみやかに医療費の支給申請がなされなければならない。

(2) 法第11条第1項の規定による認定を受けた被爆者が、省令第12条に規定する認定申請書を県が受理した日から、認定日まで、当該認定に係る負傷又は疾病について受けた医療。ただし、当該医療を指定医療機関以外の者から受けたときは、指定医療機関以外の者から医療を受けることにつき、緊急その他やむを得ない理由があるときに限る。この場合には、医療費の支給申請は、認定後に行うこと。

(3) 被爆者が、認定申請書を提出せず、又は認定申請書が県で受理されていない間に、認定の対象となるべき負傷又は疾病について医療を受けた場合であって、認定申請書を提出しなかったこと又は認定申請書が県に受理されなかったことについて、緊急その他やむを得ない理由があるときの医療。ただし、当該医療を指定医療機関以外の者から受けたときは、指定医療機関以外の者から医療を受けることにつき、緊急その他やむを得ない理由があるときに限る。この場合には、認定申請書を提出しなかったことについての緊急その他やむを得ない理由がなくなったのちも医療を要する状態が継続しているときは、当該理由がなくなったのちすみやかに認定申請書が提出されなければならない。また、認定申請書を提出しなかったことについての緊急その他やむを得ない理由がなくなったのち医療を要する状態にないときは、医療を受けたのちすみやかに医療費の支給申請がなされなければならない。

2 1に該当する場合であっても、当該被爆者の当該医療について社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われたときは、法第17条第2項ただし書きの規定により、その限度において医療費の支給は行わないこと。また、当該被爆者の当該医療について法第18条第1項の規定による一般疾病医療費の支給が行われるときは、医療費ができるだけ早く支給されるようにするため、特段の理由がない限り、一般疾病医療費の支給を行うものとし、法第17条第1項の規定による医療費の支給は行わないものとする。